

ハートパル

2021年
7月
230号



「男性の育休」が変わる！

男性が育児休業を取得しやすくするため「育児・介護休業法の改正法」が、2021年6月3日に成立しました。現在の取得率は7.48%で、しかも2週間以内の短期間の取得が7割という調査結果が出ています。近年、男性の育休に対する意識は変わり、民間の調査では30代・40代の男性に「仕事が忙しくても、男性も家事・育児に参加すべきか」を尋ねたところ、「仕事に関わらず参加すべき」が42.5%、「仕事との兼ね合いによるがなるべく参加すべき」が49.0%で、合計91.5%が「家事・育児に参加する方が好ましい」という認識を持っていることが分かりました。こうした実態に應えるため、国は現行の制度の変更や新しい制度を盛り込むなどして、男性の育児休業取得の促進のために動き出しました。今号では、2022年4月から変わる育休制度について紹介します。

知っておきたい“男性育休”5つのポイント

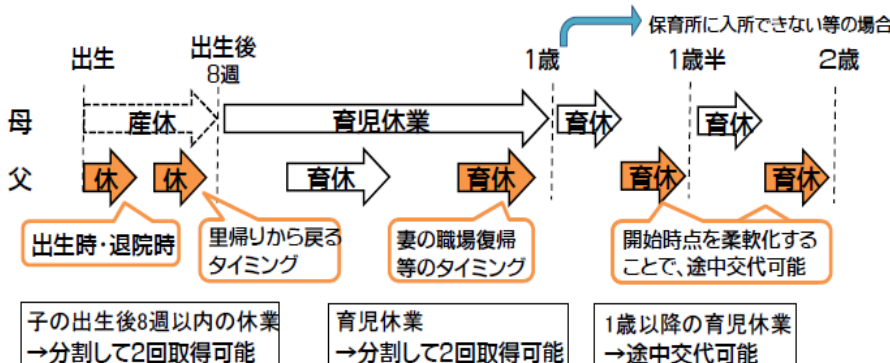
1. **〈新制度〉** 子の出生後8週間以内に4週間まで取得でき、分割して2回取得可能になる。
(2022年秋から)
2. **〈新制度〉** 企業は、妊娠や出産を申し出た従業員（男女問わず）に、個別に制度の周知や取得の意思の確認をしなければならない。
(2022年4月から)
3. **〈改正〉** 1の新制度とは別に、男女問わず、1歳まで育児休業を2回に分割して取得可能。要件を満たせば、1歳以降もさらに分割が可能になる。
(2022年秋から)
4. **〈改正〉** 男女問わず、1年以上の雇用が育休取得の条件だった有期雇用者について、無期雇用者と同様の取り扱いとなった。
(2022年4月から)
5. **〈新規〉** 従業員数1,000人を超える企業には、男性の育児休業取得率の公表を義務づける。
(2023年4月から)

「育休いつ？」と声かけが重要



国の調査では、育休を取らなかった男性の2割強が「取得しづらい雰囲気」を理由にあげています。今回の法改正で職場の理解が進み、誰もが育児休業を取りやすい環境になることが男女共同参画社会づくりに繋がります。

制度改正により実現できる働き方・休み方(イメージ)



男女共同参画週間事業 ハートパルまつり (6/27) 報告



6団体による活動パネル展

男女共同参画週間事業として開催している「ハートパルまつり」は、登録団体や協力団体の皆さまのご協力のもとに開催しています。今年もたくさんの市民の皆さまに参加していただきました。ありがとうございました！



男女共同参画パネル展



パソコン講座 (パソコン普及研究会 IT ヘルプ)



映画「わたしのヒーロー」上映会とミニシンポジウム

お二人の男性に育児やワーク・ライフ・バランスの経験談を伺いました。



エコバッグ販売 (大村市連合婦人会)



チェアエクササイズとフラダンス (新日本婦人の会)



花苗の販売 (母子寡婦福祉連合会)



商品販売 (オレンジクローバー)



離乳食の作り方・コーヒーの淹れ方講座 (おこさまランチ専門店 KINOBUTA)



女性市議と語ろう (花かんらん会の会)



ミニ手話講座 (ろうあ協会)



ワークショップ (にじいろマルシェ)

「令和3年版男女共同参画白書」発行されました!

男女共同参画基本法に基づき作成されている年次報告書です。特集は、「コロナ化で顕在化した男女共同参画の課題と未来」がテーマです。詳細は内閣府のHPをご覧ください。

男女共同参画推進センター「ハートパル」

女性のための相談室

☎ 0957-54-8715

秘密は守ります
無料です

- ・電話相談 ・面接相談 (できれば事前にお電話を)
- ・月曜～金曜 9時～17時 (祝・年末年始休)

☆当センターの講座・イベントに参加し右図の駐車場をご利用の場合は、無料駐車券を発行します。

【問合せ先】

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

〒856-0832

大村市本町 458 番地 2 プラットおおむら 4 階 (旧浜屋ビル)

TEL : 0957-54-8715 FAX : 0957-54-8700

Eメール : danjyo-s@city.omura.nagasaki.jp

【問合せ時間】 月～金 8時30分～17時30分 (祝・年末年始休)

